

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大王製紙株式会社		コード	3880
提出日	2025/6/9	異動(予定)日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催の定時株主総会にて取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	織田直祐	社外取締役	○															△		有
2	堀江 誠	社外取締役	○																	有
3	政井貴子	社外取締役	○																	有
4	岩田義浩	社外取締役	○																新任	有
5	武井洋一	社外取締役	○																	有
6	岡田恭子	社外取締役	○																新任	有
7	野口昌邦	社外取締役	○																新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	織田直祐氏は、2021年までJFEホールディングス株式会社及びJFE商事株式会社の子会社の業務執行者でありました。当社はJFE商事株式会社に対して販売取引及び仕入れ取引がありますが、その金額は僅少(取引金額が当社及び同社の連結売上高に占める割合は1%未満)であり、取引の規模から鑑みて、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
2		他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験とグローバルなビジネス経験等の経営に係る知見を活かすことで、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
3		外資系銀行、国内銀行及び日本銀行などの金融業界において要職を歴任される中で培われた豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を活かすことで、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
4		他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験とグローバルなビジネス経験等の経営に係る知見を活かすことで、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
5		弁護士としての専門知識と、他社の役員を歴任される中で培われた高い視座、幅広い経験を活かし、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はないが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した。
6		CSR、企業文化に関する幅広い知見、他社の役員を歴任された中で培われた豊富な経験を活かし、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
7		監査法人でのパートナーとしての経験、財務及び会計に関する高い知見を活かし、社外の独立した立場から当社の経営への助言・監督が期待できるため。また、有価証券上場規程施行規則に定められる独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はないが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。